

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました

「介護予防・日常生活支援総合事業」は市が介護予防を総合的に行う事業で、介護予防・生活支援サービスと一般介護予防事業を実施します。

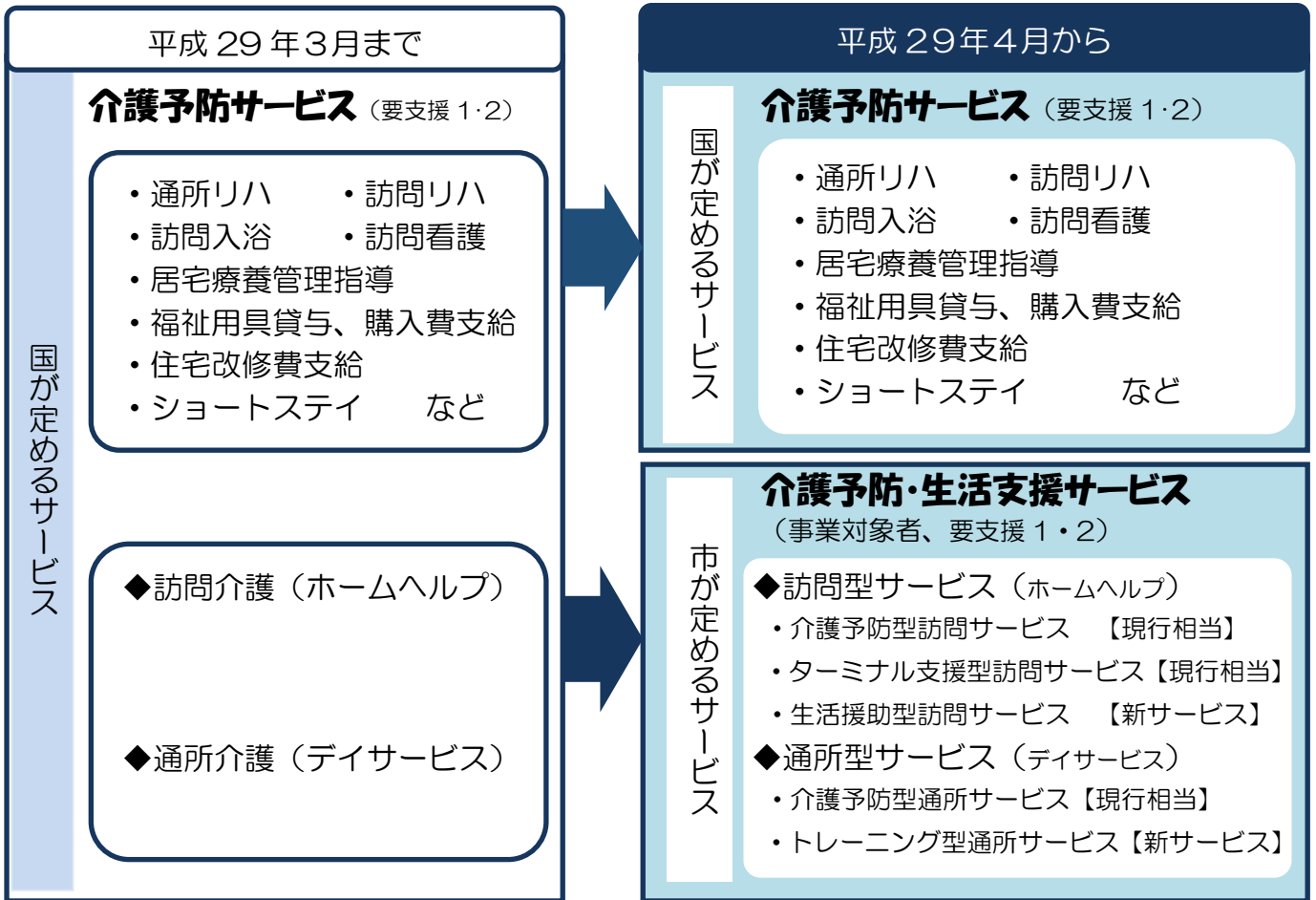
介護予防・生活支援サービス（平成29年4月から）

介護保険法が改正され、介護予防サービスの「訪問介護（ホームヘルプ）」と「通所介護（デイサービス）」は、加古川市が定める介護予防・生活支援サービスの「訪問型サービス」と「通所型サービス」として提供します。

◎介護予防・生活支援サービスに変わっても、従来どおりのサービスを引き続き利用することができます。

◎介護予防・生活支援サービスでは、訪問型サービス、通所型サービスとして、幅広いサービスを提供していきます。

◎介護予防・生活支援サービスのみを利用される方は、要支援認定の更新の際に、要支援認定を受けなくても必要なサービスを利用することができます。（詳細は2ページへ）



一般介護予防事業 65歳以上の方

お住まいの地域で実施されている「いきいき百歳体操」や「地域包括支援センターが関わっている高齢者の集いの場」など



サービス利用の流れ



地域包括支援センターや市役所などで相談

新規

はじめて申請する方

更新

要支援認定者
(64歳以下)

要支援認定者
(65歳以上)

- 介護予防サービスののみ
 - 介護予防サービスと介護予防・生活支援サービスののみ
 - 介護予防・生活支援サービスののみ
- 利用希望

- 介護予防・生活支援サービスののみ
- 利用希望

要支援認定

認定調査票・主治医意見書をもとに介護の必要性について審査会で審査・判定

新

基本チェックリスト

介護予防・生活支援サービスの対象者の基準に該当するか確認

非該当

要支援 1・2

新

事業対象者

自立した生活
が送れる人

介護予防ケアプラン作成
(地域包括支援センター等)

介護予防ケアプラン作成
(地域包括支援センター等)

介護予防
サービス

新

介護予防・生活支
援サービス

一般介護予防事業（いきいき百歳体操・高齢者の集いの場など）など
※一般介護予防事業は 65 歳以上の方のみです

相談窓口

●地域包括支援センター

センター名	担当地区	電話番号
地域包括支援センターかこがわ	加古川町	079-429-6510
地域包括支援センターのぐち	野口町	079-426-8218
地域包括支援センターひらおか	平岡町	079-451-0405
地域包括支援センターかこがわ南	尾上町、別府町	079-435-4468
地域包括支援センターかこがわ北	神野町、新神野、西条山手、山手、八幡町、平荘町、上荘町	079-430-5560
地域包括支援センターかこがわ西	東神吉町、西神吉町、米田町、志方町	079-452-2097

●加古川市 高齢者・地域福祉課 079-427-9715